

# 国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則

〔平成16年 4月 1日〕  
規則第39号

## （目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第33条の規定により、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

## （定義等）

第2条 この規則において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規則において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）第42条に規定する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務（国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（平成16年制定）第10条第2項に規定する予算の責任者を除く。）

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則（平成16年規則第78号）に規定する受託研究契約、治験契約及び共同研究契約に関する事務

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(3) 入学試験等における合格者の決定に係る事務

大学への入学を志願する者及びその関係者

(4) 卒業判定又は修了判定に係る事務

当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等

(5) 学生等の懲戒処分決定に係る事務

当該懲戒処分の対象となる学生等

(6) 役職員として採用する者の決定に係る事務

大学に役職員として採用を希望する者及びその関係者

- 4 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役職員の利害関係者である者とみなす。
- 5 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の役職員の利害関係者はその役職員の利害関係者であるものとみなす。

（倫理行動基準）

第3条 役職員は、本学の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、法令及び本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（禁止行為）

第4条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けるこ

と。

- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、役職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第6条の2 役職員は、他の役職員の第4条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役職員(第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、大学において役職員の職務に係る倫理の保持に責任を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員及び管理職の地位にある職員(国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成16年規則第36号)第12条第1項に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)は、その管理し、又は監督する職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第6条の3 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第7条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(国立大学法人職員兼業規則(平成23年規則第29号。以下「職員兼業規則」という。)第12条第3項により短期間兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監

督者の許可を得なければならない。

- 2 前項において、学会等と共催による利害関係者からの依頼の場合は、利害関係者に該当しない事業者等からの依頼とみなす。
- 3 利害関係者から受ける第1項の報酬の基準は、1日又は1回111,111円以内とする。

(役職員からの申請等)

第8条 役職員は、第6条の3の規定による届出又は前条の規定による許可の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食届出書又は職員兼業規則第12条第3項に規定する許可申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 役員及び管理職の地位にある職員は、事業者等から、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限り。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、様式第2号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長に提出しなければならない。

(報酬)

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
  - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬
- 2 前項各号の報酬は、職員兼業規則により許可を得て行う講演等（職員兼業規則第12条第5項等により報告する短期間兼業等を含む。）に係る報酬を除く。

(報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長において、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これをするこ

とができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。

(倫理監督者)

第12条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長とする。

(倫理監督者への相談)

第13条 役職者は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(学長の責務)

第14条 学長は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第15条 倫理監督者は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第5条第2項又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
  - (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、役職員に、この規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役職員がこの規則に違反した場合の対処等)

第16条 役職員に、この規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規則に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第17条 学長は、この規則の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものと

する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月20日規則第32号）

この規則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第30号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

飲 食 届 出 書

(倫理監督者)

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則第6条の3に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 飲食の目的、理由

2. 飲食の相手方

3. 飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む）

4. 飲食の日時

平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

5. 飲食の場所



## 贈 与 等 報 告 書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

(所属部局)

(職 名)

(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び本学との関係	

(注) (一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供給接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。

(三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

(四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。

(五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。